

輸出物流構築緊急対策事業実施要領

制定 令和4年12月2日4新食第1886号

改正 令和5年12月4日5新食第2144号

改正 令和6年12月18日6新食第2075号

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 通則

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表1の区分の欄の6の輸出物流構築緊急対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 補助事業者等

1 補助事業者の要件

要綱別表1の補助事業者の欄の17の農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める者のうち第3第1項の事業（以下「補助事業」という。）を行うもの（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1）補助事業を行う意思及び具体的計画並びに補助事業を的確に実施することができる能力を有する団体であって、日本の農林水産物・食品を安定的に輸出するため、基幹ルート of 機能強化、地方港湾等の利用など効率的な輸出物流等に関する知識を有し、第3第2項又は第3項の事業（以下「間接補助事業」という。）を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）が作成する事業実施計画（以下「間接補助事業実施計画」という。）の審査を行える体制を構築することができるものであること。
- （2）補助事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これらに準ずるもの）を備えていること。
- （3）補助事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （4）日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- （5）民間事業者、農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は複数の民間団体により組織する団体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当する団体で、当該団体を構成する全ての団体（以下「構成団体」という。）が定款、事業計画を有しており、かつ補助事業を実施すること等について同意していること、当該団体を代表する構成団体を定めていること、の全てを満たす団体であるものをいう。）のいずれかであること。

- (6) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 間接補助事業者の要件

- (1) 間接補助事業者は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 第3第2項の事業については、食品流通業者、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者等を構成員とする協議会（以下「協議会」という。）又は総括審議官が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

イ 第3第3項の事業については、農林漁業者、食品流通業者、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者、倉庫業者、協議会又は特認団体

- (2) 協議会又は特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものに限り、間接補助事業者となることができる。

ア 農林水産物・食品の輸出において、集荷・販売・輸送・保管のいずれかの業務を行う者が代表団体となっていること。

イ 代表団体が、補助金の交付に係る全ての手続等を担うこと。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

エ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

オ 別添1から5までの該当業種等に応じた環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組の該当項目について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを補助事業者に提出（交付申請時）及び報告（事業実施状況報告時）すること。

第3 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

1 推進事業

補助事業者は、輸出サプライチェーンの確立に向け、基幹ルートの機能強化や地方港湾等の活用促進など効率的な輸出物流を構築するため、次に掲げる事業を全て行うものとする。

- (1) 関係者への周知、効率的な輸出物流構築の提案等

産地、卸売市場関係者、食品流通業者、運送事業者等の関係者に対する間接補助事業の周知、効率的な輸出物流構築の提案、その実行のための協議会の設置に向けた指導及び助言

- (2) 公募及び公募選考会の開催等

間接補助事業者の公募及び公募選考

- (3) 事業の進捗管理並びに指導及び助言

間接補助事業者の取組の進捗管理並びに取組の効果を最大化するための指導及び助言

- (4) 間接補助事業者の取組整理

(1) から (3) までの事業により把握した間接補助事業者の取組内容の概要整理

- (5) 先進・優良事例の発信

上記（４）のうち先進・優良な事例等の全国の関係者に向けた情報発信

2 調査・実証事業

調査・実証事業を行う間接補助事業者は次に掲げる事業のいずれかを行うものとする。

（１）検討会の開催

生産者、食品流通業者、運送事業者、流通に関する学識経験者等が参画し、経済的かつ安定的な輸出物流ネットワーク構築に向けた計画の策定及び調査・実証に係る検討を行う。

（２）調査・実証

基幹的な輸出物流ルートにおける産地からの最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築、地方港湾・空港等を活用した輸出サプライチェーンの構築及び輸出商社や物流事業者等の育成に向けた調査・実証等、輸出物流の構築に係る実現可能性の調査等を行う。

3 設備・機器リース導入、施設利用事業

設備・機器リース導入、施設利用事業を行う間接補助事業者は、安定的かつ低コストなコードチェーンを実現するためのリーファーコンテナ、業務の自動化・省人化に必要な設備・機器のリース方式による導入、輸出物流の構築のための拠点となる施設利用の賃借を行うものとする。

第4 補助対象経費等

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接必要な別表に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとする。また、補助事業者にあつては補助事業の一部を、間接補助事業者にあつては間接補助事業の一部を、それぞれ他の者に委託して行わせることができる。ただし、委託して行わせる業務に要する経費は、補助金額の2分の1を超えてはならない。また、次の事項を要綱第6第1項の事業実施計画（以下「輸出物流構築緊急対策事業実施計画」という。）に記載すること。

（１）委託先が決定している場合は、委託先

（２）委託する事業の内容及びそれに要する経費

2 留意事項

本事業の経理に当たっては、別表の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して整理を行うこととする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

第6 事業の成果目標

1 補助事業者は、輸出物流構築緊急対策事業実施計画において、補助事業の成果目標を定めるものとする。

2 間接補助事業者は、本事業の実施により、農林水産物・食品の輸出額を事業実施前と比較し30%以上向上すること又は流通における所要時間や経費等を30%以上削減することとする。

3 本事業の成果目標の目標年度は、令和9年度とする。

第7 事業の実施

1 輸出物流構築緊急対策事業実施規程の作成

- (1) 補助事業者は、間接補助事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、成果目標、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた輸出物流構築緊急対策事業実施規程（以下「事業実施規程」という。）を作成し、別記様式1号により総括審議官に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施規程を変更する場合も同様とする。

2 輸出物流構築緊急対策事業実施計画の作成

補助事業者は、輸出物流構築緊急対策事業実施計画書を別記様式2号により作成し、交付申請書に添付するものとする。

ただし、輸出物流構築緊急対策事業実施計画の変更（第3項の重要な変更に限る。）、中止又は廃止の承認申請については、要綱第15第1項の規定による変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

3 輸出物流構築緊急対策事業実施計画の重要な変更

要綱第6第3項の総括審議官が別に定める重要な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 要綱別表1の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 委託する事業の追加又は削除（委託先の変更を含む。）

4 事業の公募

- (1) 補助事業者は、間接補助事業の実施に当たり、間接補助事業者を公募により採択するものとする。公募選考は、間接補助事業の実施を希望する者が第2第2項の要件に適合しているか、その者から提出された間接補助事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

なお、補助事業者は、間接補助事業者を公募するごとに公募選考を行うものとする。

- (2) 補助事業者は、採択された間接補助事業者の間接補助事業実施計画を取りまとめ、別記様式3号により、総括審議官に報告するものとする。

第8 事業実施状況の報告等

1 事業実施結果の報告

間接補助事業者は、事業終了後速やかに、間接補助事業実施計画に準じて事業実施状況に係る報告書を作成し、補助事業者に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

そのほか、実際に取り組んだ内容をチェックシートに該当項目をチェックし、併せて提出するものとする。

なお、第3第3項の事業のうちリース導入等を行ったものについては、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) リース契約書の写し
- (2) 設備・機器の導入の売買契約書又は注文請書の写し

- (3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し
- (4) 本事業に係る設備・機器の導入等が確認できる写真等

2 事業成果の報告

- (1) 第3第3項の賃借の取組を行う間接補助事業者は、事業終了後の翌年度から3年間、毎年度次に掲げる事項について別記様式4号に準じた事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までに補助事業者に提出するものとする。
 - ア 本事業の取組による販売額、輸出額、流通経費等の実績
 - イ 今後、目標を達成する上での課題と改善に向けた取組内容
- (2) 第3第3項のリース導入等の取組を行う間接補助事業者は、事業終了後の翌年度からリース契約の期間が終了するまでの間、毎年度、次に掲げる事項について別記様式第4号に準じた事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までに補助事業者に提出するものとする。
 - ア 本事業の取組による販売額、輸出額、流通経費等の実績
 - イ 設備・機器の導入等による成果や効果
 - ウ 今後、目標を達成する上での課題と改善に向けた取組内容
 - エ 各年3月末時点におけるリース料の支払状況

3 事業実施結果及び事業成果の提出

補助事業者は、要綱第20第1項の規定に基づき、前1項により提出された事業実績報告書（間接補助事業者から提出のあったチェックシートを含む。）及び別記様式第4号による事業成果状況報告書を総括審議官に提出するものとする。

第9 開発された商品・技術の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の（1）から（4）までの条件の遵守を約する確認書を補助事業者を通じ、国に提出することを条件に、間接補助事業者及び事業の一部を間接補助事業者から受託する者に帰属させることとする。

- (1) 間接補助事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく総括審議官に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、間接補助事業者及び間接補助事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に国と協議して承諾を得ること。

なお、間接補助事業者と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に両方で協議・調整を行うこと。

第 10 リース物件の管理等

- 1 間接補助事業者は、補助対象経費によりリースで設備・機器の導入等を行った物件（以下「リース物件」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 間接補助事業者は、リース物件について当該リース物件のリース期間中、別記様式 5 号その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 3 総括審議官は、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

第 11 収益納付

- 1 間接補助事業者が本事業の実施年度において、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、補助事業者は要綱第 27 第 1 項の規定に基づき、別記様式 6 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、事業実施年度の翌年度の 6 月末までに総括審議官に報告するものとする。ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 収益の納付を求める期間は、本事業の目標年度までの間とする。ただし、納付を命 じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 輸出物流構築緊急対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 24 日付け 3 新食第 1290 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の輸出物流構築緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 12 月 4 日から施行する。
- 2 輸出物流構築緊急対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 新食第 1886 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の輸出物流構築緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 6 年 12 月 18 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別表（第4関係）

補助対象経費

本事業に要する第3第1項から第3項までの経費は、次の費目ごとに整理することとする。

1 推進事業

費 目	細 目	内 容	注 意 点
推進事業費	会場借料・設 営費	本事業を実施するために直接必 要な会議等を開催する場合の会場 借料・設営にかかる経費	
	通信・運搬費	本事業を実施するために直接必 要な通信、郵便及び運送にかかる 経費	・切手は物品受払簿で管理す ること。
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必 要な資料等の印刷にかかる経費	
	広告・宣伝・情 報発信費	本事業を実施するために直接必 要なポスター・チラシ等の作成・ 配布、広告掲載その他の情報発信 （事業の案内や事例発信等）にか かる経費	・コンテンツの作成、システ ム管理等の WEB による情 報発信の経費を含む。
	資料購入費	本事業を実施するために直接必 要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一 般に定期購読されているも のは除く。
	消耗品費	本事業を実施するために直接必 要な次の物品に係る経費 ・短期間（補助事業実施期間内） 又は一度の使用によって消 費され、その効用を失う少額 な物品の経費 ・CD-ROM 等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は、物品受払簿で管 理すること。
旅費		本事業を実施するために直接必 要な資料の収集、各種調査、打合 せ等の実施にかかる経費	
人件費		本事業に直接従事する正職員、 出向者、嘱託職員、管理者等の直 接作業時間に対する給料その他手 当にかかる経費	・「補助事業等の実施に要す る人件費の算定等の適正化 について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号 農林水産省大臣官房経理課 長通知）によるものとする。 ・人件費の単価の設定根拠と なる資料を提出すること。
謝金		本事業を実施するために直接必 要な資料の整理、補助、専門的知	・謝金の単価の設定根拠とな る資料を添付すること。

		識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼にかかる経費	・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 ・調査員に対する謝金は、実施する調査の種類ごとに実施方法（目的、期間、範囲、対象、調査員数等）を記載した資料を添付すること。 ・相談等の内容やアドバイスの内容を記した相談等シートを作成すること（本事業に係る公募要領に基づき提出済みの添付資料から変更がないときは、事業実施計画書の備考欄に「添付資料〇〇は〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。）。
委託費		本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部分の他の者（応募団体が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）への委託にかかる経費	・事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。 ・補助金額の2分の1を超えてはならない。 ・本事業の根幹をなす業務の全ての委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等にかかる経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込にかかる経費	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する収入印紙（印紙税）にかかる経費	

上記の経費であっても、次に掲げる場合には、補助対象経費とは認めないものとする。

1. 本事業の補助を受けて作成した試作品及び販売促進資材を有償で配布した場合。

2. 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル等をした場合。

2 調査・実証事業

(1) 検討会の開催

費 目	細 目	内 容	注 意 点
検討会に係る経費	謝金	本事業を実施するために直接必要な補助的専門知識の提供、資料の整理・収集等について、協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	旅費	本事業を実施するために直接必要な会議に出席する又は調査等を行うための旅費として、依頼した委員に支払う経費	
	印刷費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代として支払われる経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。
	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

(2) 調査・実証

費 目	細 目	内 容	注 意 点
調査・実証に係る経費	専門員費	本事業を実施するために直接必要な各種調査、技術提供等について専門家に支払う経費（調査員等手当、海外バイヤー招へい費、システムエンジニア費及びプログラマー費）	・単価の設定根拠となる資料を添付すること。
	旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席及び調査等を行うための旅費として、依頼した委員に支払う経費（委員旅費） 本事業を実施するために直接必要な各種調査及び技術提供等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費（専門員旅費）	
	謝金	本事業を実施するために直接必要な補助的専門知識の提供、資料の整理・収集等について、協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	借上費	本事業を実施するために直接必要な設備・機器等の借り上げ経費	・調査・実証期間中のレンタルに限る。
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。
	クラウドシステム等利用料	本事業を実施するために直接必要なクラウドシステム等の利用に係る経費	
	印刷費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM 等の少額な記録媒体試験等に用いる少額な器具等 ・大ロット化など効率的かつ計画的な物流の確立と一体的に取	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。

		り組む商流構築に要するステッカー、包装資材等の販売促進資材等	
	委託費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的、効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金額の 50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹をなす業務の委託は認めない。
	役務費	本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析・試験、大ロット化など効率的かつ計画的な物流の確立と一体的に取り組む商流構築に要するライブコマース、動画作成等のプロモーション活動等を行う経費	
	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に添付する印紙の経費	
	輸出物流の構築に要する経費	輸出物流構築の実証に伴って発生する増加分の輸送経費（国内に限る）	・増加分輸送経費算出の根拠となる書類として、輸送品目、輸送経路・見積書等を添付すること。

1 人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。

2 細目については、上記に掲げるもののほか、事業実施計画に記載したものも含めるものとする。

また、事業実施中に新たな細目が必要となった場合については、総括審議官と協議の上、決定するものとする。

3 設備・機器リース導入、施設利用事業

費目	細目	内容	注意点
設備・機器リース導入、施設利用費	設備・機器導入費	本事業を実施するために直接必要な設備・機器のリース導入にかかる経費 ・情報処理設備、加工処理設備、品質管理設備・機器 ・物流機器（積込・仕分ロボット、クランプフォークリフト及び自動搬送機等）の物件価格（設置工事費を含み、保守・管理費は含まない。）	・補助金相当額は、これらの設備・機器の物件価格に 10 分の 3（HACCP、ISO22000 又は FSSC22000 へ対応する場合の設備・機器にあつては 2 分の 1）を乗じて得た額の範囲内。 ・補助金相当額は、賃借にあつては事業実施期間における賃借料（日割りで算出したものとする。）の範囲内。
	輸出拠点施設利用経費	本事業を実施するために直接必要な輸出物流構築のための拠点となる施設利用の賃借料又はリース料にかかる経費	・補助金相当額は、賃借にあつては事業実施期間における賃借料（日割りで算出したものとする。）に 10 分の 3 を乗じて得た額の範囲内。 ・リースにあつては施設（倉庫（冷蔵・冷凍庫を含む。）、加工処理施設、集荷配送施設の建物部分）の物件価格（設置工事費を含み、土地に係る費用及び保守・管理費は含まない。）に 10 分の 3 を乗じて得た額の範囲内。

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者氏名

輸出物流構築緊急対策事業実施規程の（変更）承認申請について

輸出物流構築緊急対策事業実施要領（令和 6 年 12 月 18 日付け 6 新食第 2075 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第 7 第 1 項（1）の規定に基づき、輸出物流構築緊急対策事業実施規程の承認を申請する。

（注）

1. 関係書類として、事業実施規程を添付すること。
2. 第 7 第 1 項（2）の規定に基づく変更を行う場合には、題名中「承認申請」とあるのを「変更承認申請」とし、本文中「第 7 第 1 項（1）」とあるのを「第 7 第 1 項（2）」と、「承認」とあるのを「変更」とすること。
3. 変更の場合には、承認された事業実施規程と変更後の事業実施規程を容易に比較できるように変更部分が分かるものを添付すること。

別記様式第 2 号（第 7 第 2 項関係）

令和〇年度輸出物流構築緊急対策事業実施計画

輸出物流構築緊急対策事業実施要領（令和 6 年 12 月 18 日付け 6 新食第 2075 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第 7 第 2 項の規定に基づく事業実施計画は以下のとおりである。

（注）

1. 要綱第 6 第 1 項、第 33 の添付書類として使用すること。
2. 事業実施状況の報告書として本様式を使用する場合には、実績を記載すること。
3. 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済みの資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4. 添付資料が申請書のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		E-mail	
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		E-mail	
1 事業の目的 （事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、事業の目的を記載してください。）				
2 事業内容・実施方法 （取組内容や、事業の実施方法を具体的に記載してください。）				
3 実施体制				

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

4 事業実施スケジュール

(事業のスケジュールについて、具体的な内容が分かるように記載してください。)

5 得られる成果及び目標

(事業の取組により得られる成果について記載してください。)

6 事業成果・効果の検証方法

(事業の成果・効果をどのように測定・検証するかについて記載してください。)

別記様式第3号（第7第4項（2）関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 氏 名

輸出物流構築緊急対策事業実施計画の報告について

輸出物流構築緊急対策事業実施要領（令和6年12月18日付け6新食第2075号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第7第4項の（2）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）

- 1 関係書類として、輸出物流構築緊急対策事業実施計画を添付すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

事業成果状況報告書

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 氏 名

輸出物流構築緊急対策事業実施要領（令和 6 年 12 月 18 日付け 6 新食第 2075 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第 8 第 2 項（1）の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添) (第8第2項 (1) 関係)

1 輸出物流構築緊急対策事業に基づく調査・実証の概要

※ 本事業の取組の概要、成果目標の実績等を記載してください。

例) 輸出物流の構築による輸出額実績

	導入前 R5	導入年 R6	R7	R8
輸出額 (千円)	1, 000	5, 000	20, 000	50, 000

2 今後の課題等

※ 本事業の取組において、目標を達成していく上での今後の課題や問題点等を記載してください。

3 その他

(別添) (第8第2項 (2) 関係)

1 設備・機器の導入等の利用状況

※ 輸出額等の実績について、計画時の見通しと併記して下さい。

例) 鮮度保持コンテナの導入による輸出額実績

(単位：千円)

	導入前 R5	導入年 R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
輸出額								

※鮮度保持コンテナを7年リースした場合

2 設備・機器の導入等の成果・効果

3 今後の課題等

4 リース料支払状況

(令和○年3月末時点)

リース料 総 額	既支払リース料額		残リース料額	
	補助金分	每期支払分	支払期間	リース料額
円 (うち 消費税)			令和○年○月～ 令和○年○月 (支払回数○回) (最終) 令和○年○月	円/1回 円
			合 計	円

別記様式第 5 号（10 第 2 項関係）

リース物件管理台帳

間接補助事業者名

設置場所の名称				事業実施年度		年 度		農林水産省所管補助金名									
事業 種類	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				処分期限期間		処分の状況		摘要	
	事業細目	補助事 業者	設備・ 機器等 の名称	機能	規模・ 能力	着工年 月日	竣工年 月日	総事業費	負 担 区 分			リース 期間	処分期限 年月日	承認年 月日	処分の 内容		
									国庫補 助金	補助事 業者	その他						
								円	円	円	円						
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもってリース物件管理台帳に代えることができる。

番 号
年 月 日

令和 6 年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業（輸出物流構築緊急対策事業）収益状況
報告書

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇新食第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業（輸出物流構築緊急対策事業）に関する令和〇年度の収益の状況について、輸出物流構築緊急対策事業実施要領（令和 6 年 12 月 18 日付け 6 新食第 2075 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第 11 第 1 項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）

- 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

別添－１（第２第２項（２）オ関係（間接補助事業者用））

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営主体向け）

	計画時	1 適正な施肥	報告時
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	計画時	2 適正な防除	報告時
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	計画時	3 エネルギーの節減	報告時
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	計画時	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	計画時	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	計画時	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

	計画時	7 環境関係法令の遵守等	報告時
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

（注）関係法令については、以下の URL に掲載されている業種別の解説書を参照してください。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別））

（参考）

令和 5 年 12 月 27 日に食料安定供給・農林水産基盤強化本部において決定された「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入する」とこととされました。

別添－２（第２第２項（２）オ関係（間接補助事業者用））

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営主体向け）

	申請時	1 適正な施肥	報告時
①	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	申請時	2 適正な防除	報告時
③	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
④	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管	☐
⑤	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時	3 エネルギーの節減	報告時
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

	申請時	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
⑨	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時	7 環境関係法令の遵守等	報告時
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	GAP・HACCP について可能な取組から実践	☐
⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	☐
⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

（注）関係法令については、以下の URL に掲載されている業種別の解説書を参照してください。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別））

（参考）

令和５年１２月２７日に食料安定供給・農林水産基盤強化本部において決定された「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入する」とこととされました。

別添－３（第２第２項（２）オ関係（間接補助事業者用））

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（漁業経営主体向け）

	計画時	1 適正な施肥	報告時
①	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	計画時	2 適正な防除	報告時
③	☐	※養殖を行う場合（該当しない□） 水産用医薬品の適正な使用	☐

	計画時	3 エネルギーの節減	報告時
④	☐	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	計画時	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	計画時	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	※養殖を行う場合（該当しない□） 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討	☐

	計画時	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時
⑨	☐	※資源管理協定を締結している場合（該当しない□） 資源管理協定の遵守	☐
⑩	☐	※養殖を行う場合（該当しない□） 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討	☐
⑪	☐	※漁場改善計画を策定している場合（該当しない□） 漁場改善計画の遵守	☐

	計画時	7 環境関係法令の遵守等	報告時
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

（注）関係法令については、以下の URL に掲載されている業種別の解説書を参照してください。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別））

（参考）

令和５年１２月２７日に食料安定供給・農林水産基盤強化本部において決定された「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入する」ととされました。

別添－４（第２第２項（２）オ関係（間接補助事業者用））

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）

	計画時	１ エネルギーの節減	報告時
①	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（を検討）	☐
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	計画時	２ 悪臭及び害虫の発生防止	報告時
④	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	計画時	３ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
⑤	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑥	☐	資源の再利用を検討	☐
⑦	☐	※と畜場でない場合（と畜場である ☐) 食品ロスの削減に努める	☐

	計画時	４ 生物多様性への悪影響の防止	報告時
⑧	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑨	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	計画時	５ 環境関係法令の遵守等	報告時
⑩	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑪	☐	関係法令の遵守	☐
⑫	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑬	☐	※機械等を扱う事業者等である場合（該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

（注）関係法令については、以下の URL に掲載されている業種別の解説書を参照してください。

URL：<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別））

（参考）

令和５年１２月２７日に食料安定供給・農林水産基盤強化本部において決定された『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入する」とされました。

別添－５（第２第２項（２）オ関係（間接補助事業者用））

環境負荷低減のチェックシート（民間事業者・自治体向け）

	計画時	1 適正な施肥	報告時
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	計画時	2 適正な防除	報告時
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐

	計画時	3 エネルギーの節減	報告時
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	計画時	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	計画時	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐

	計画時	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	計画時	7 環境関係法令の遵守等	報告時
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者等である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

（注）関係法令については、以下の URL に掲載されている業種別の解説書を参照してください。

URL：<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別））

（参考）

令和５年１２月２７日に食料安定供給・農林水産基盤強化本部において決定された『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入する」とされました。